



平成30年6月28日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者  
此下 竜矢  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 代表取締役最高執行責任者兼  
最高財務責任者 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出する平成30年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社グループの重要な連結子会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)において、以下に記載の事象が発生したことから、当社では当該事象に関する調査、検討を実施する必要性が生じ、当社が平成29年11月14日に予定していた平成30年3月期第2四半期の決算開示を予定通りに行うことが出来ませんでした。

当該事案の主な内容といたしましては、タイSECが、平成29年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)に対し、GL元最高経営責任者(CEO)であった此下益司氏が偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるようタイDSIに対し申し立てをしたことを公表したことによるものです。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引(以下「GLH融資取引」という。)が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14~25%の利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというもので、それに付随して、GLは決算の訂正などの指摘を受けております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

さらに、当社は、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、平成29年11月17日に、当社連結子会社である株式会社ウェッジホールディングス(以下「ウェッジ」という。)において第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に当社グループは全面的に協力してまいりました。そして、平成29年12月12日には、ウェッジにおいて第三者委員会の中間報告書を受領しましたものの、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

当社では、第三者委員会の調査結果や当社監査人の監査進捗等を踏まえ、現時点における最大限のリスクを加味した財務諸表を作成することとし、平成29年12月14日に平成30年3月期第2四半期の年度決算に開示をすることとなりました。

その後も、GLH融資取引についてはシンガポールにて特別監査が進行中で現在報告レポートを待っている状態であり、また、GLの取締役の見直しを実施する際には、当社から取締役を派遣することにより情報

収集体制の強化対応を進めるなどの措置をとっておりますが、タイSECの指摘の根拠を特定できない状況は続いており、当連結会計年度の連結財務諸表に対する監査人の監査意見は限定事項が付されております。

これらのことから、GLHの特定の融資取引に関連して、親会社としての海外子会社管理・情報収集管理体制や決算財務プロセスには不備があると評価致しました。

## 2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当社事業年度末日までには是正できなかった理由は、GLHの融資取引について、当社グループによる内部調査に加え、ウェッジが実施した外部第三者委員会調査でも、GLH融資取引についてタイSECの指摘の根拠を特定できていないこと、及び、GLHが実施している特別監査が現在進行中でまだ報告書が受領できていないことから、是正を行うべき問題点が特定できていないことによるものであります。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、特に上記に記載した問題が生じている連結子会社の監査機能の充実、及び当該連結子会社からの情報収集機能を向上させることを目的として、GLにおきましては同社監査委員会の刷新を実施し、加えて当社代表取締役CEOがGLの代表取締役を兼務すること、及び当社財務・総務を担当する取締役がGLの取締役を兼務することで内部監査体制の充実と、シームレスな情報収集体制を構築しております。このような体制により、現在進行中の特別監査の進捗及び結果等の情報収集に加えて、タイSEC等の調査当局とのやり取り及び社内決定に至るまでの過程の情報などもタイムリーに入手することが可能となりますので、適正な内部統制を整備・運用していくことに役立てていきたいと考えております。

当社といたしましては、当社グループ全体として有効な内部統制の整備、運用及び評価体制を構築し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

## 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務諸表への影響につきましては、まだ特定はできていないものの、現時点で考えられる最大限の内容を、平成30年3月期の有価証券報告書に反映させております。引き続き事態の収拾に最善を務めるとともに、ご報告すべき事項が生じた場合には改めてご報告させていただきます。

## 5. 財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見となっております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上